

移動販売 などの 導入 を サポート します

市内事業者の皆さまの新たな事業展開や開業支援のため、移動販売等の導入にかかる経費の一部を補助します。



補助対象となる方

※市内に事業拠点を有する、以下の方

- 1 市内に事業所、営業所、事務所又は生産地を有する事業者（個人事業主含む）
- 2 市内の中小小売商業者により組織された団体（商店会など）
- 3 地縁に基づいて形成された団体又は地域づくりを行う市民活動団体（自治会、地域づくり協議会など）
- 4 NPO法人

対象経費と交付額

対象となる事業	対象となる経費	補助率（上限）	条件
専用車両を取得	車両購入費 改修費 備品購入費	1/2 （100万円） 買い物支援（※）を 行う場合、200万 円まで補助	車両に50万円以上の 改修をおこなうこと
一般車両を取得し、改修			
所有する車両を改修	改修費 備品購入費		

（※）買い物支援とは・・・食料品、日用品その他日常生活に必要な物品を市内で販売すること

申請期間

令和3年4月1日～令和4年1月31日 ※ただし、予算がなくなり次第終了

申請手続



必要書類

下記必要書類を産業政策課へ直接ご提出いただきます。

(申請書等様式は、市ホームページからダウンロード可)

- ①申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④経営状況を明らかにするもの
- ⑤会社案内
- ⑥市税完納証明書

※要件や手続きの詳細については、下記へお問い合わせください。

その他

- ・市内を拠点に4年以上事業を継続していただきます
- ・国や県など他の団体から同趣旨の補助を受けている場合は、対象外です
- ・移動販売車購入から3ヶ月、1年の区切りに「状況報告書」をご提出いただきます

お問い合わせ・申請先

磐田市 産業政策課 (西庁舎 1階)

TEL 0538-37-4904 FAX 0538-37-5013 E-mail:sangyo@city.iwata.lg.jp

詳細情報や申請方法については、磐田市ホームページをご覧ください。

市HP

移動販売等導入事業費補助金

検索



https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/kigyoushien/1009349.html